



附近見取図

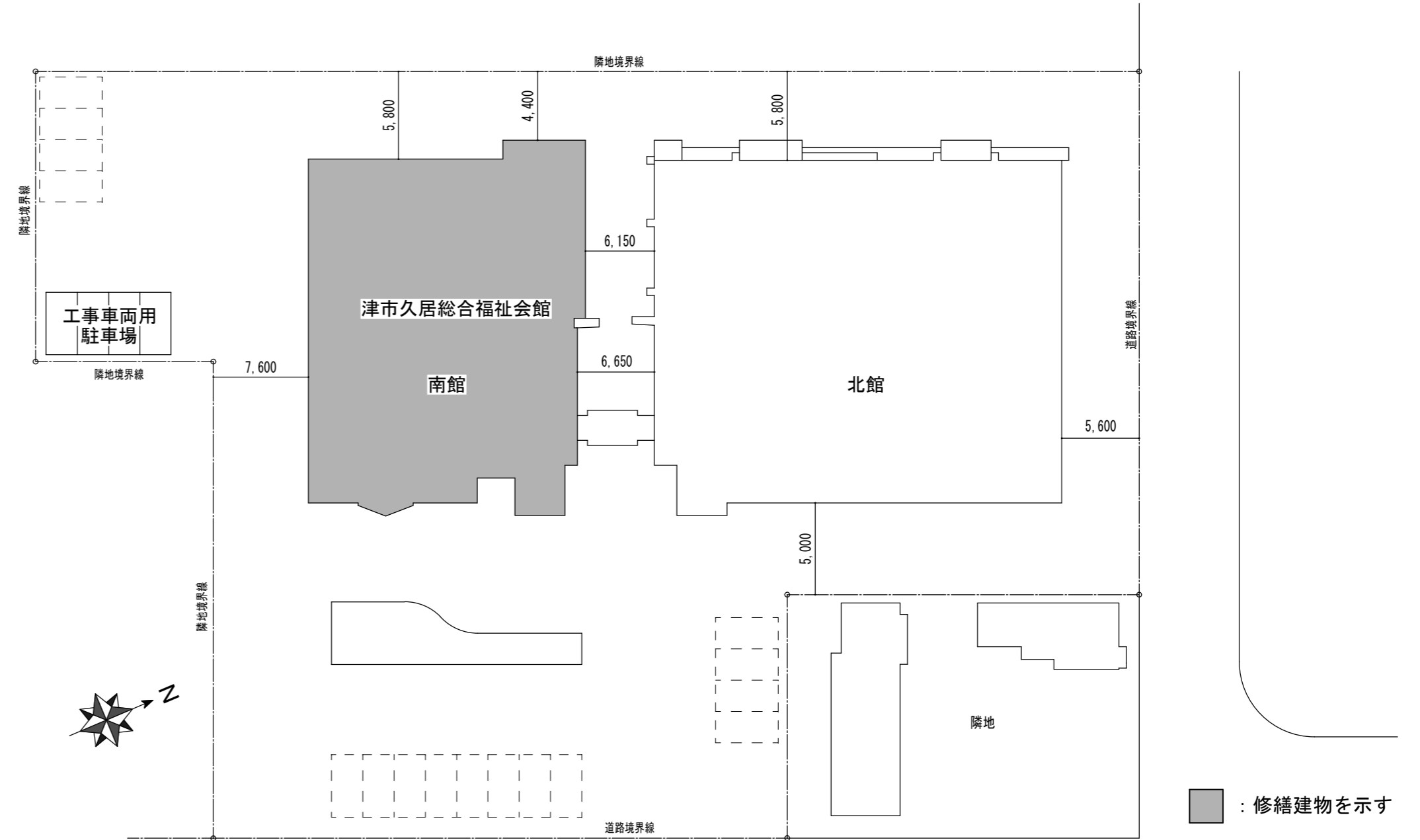
＝ 特記事項 ＝

【修繕概要】

修繕場所：津市久居東鷹跡町地内
 修繕内容：施設名称 津市久居総合福祉会館
 構造 鉄筋コンクリート造 3階建
 延面積 1,837㎡
 修繕項目 外壁防水

【施工条件】

- ・契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの施設内調査は、事前に施設管理者及び市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。
- ・工事車両の出入りについては、施設利用者等の安全確保に十分配慮すること。
- ・修繕中の安全計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
- ・本修繕における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し修繕の遂行に影響の無いよう努めること。
- ・作業に伴って発生する騒音については、周辺住民からの苦情があった時は、修繕を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、修繕の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。
- ・修繕期間中、現場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
- ・工事作業に際しては、高所作業車による施工とする。
- ・高所作業車進入時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。
 また、作業中の高所作業車周辺へ施設利用者等が立入らないよう進入防止の措置（交通誘導員、コーン・パー等）を講ずること。
- ・工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・工事用水、電力については施設内既存の施設を無償で利用できる。ただし、施設運営に影響しないよう事前に打ち合わせのうえ計画し、施工すること。
- ・修繕着手前には、現状状況把握の為に破損箇所があれば、市監督員の立ち会いのもと写真に記録しておくこと。
 また、修繕過程において、既存施設に損害を与えた場合は、請負者の負担において、速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。
- ・設計書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本修繕に含む。
 なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。



配置図 S : 1 / 4 0 0

【適応基準】

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編 最新版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編 最新版）
- ・その他関係法令

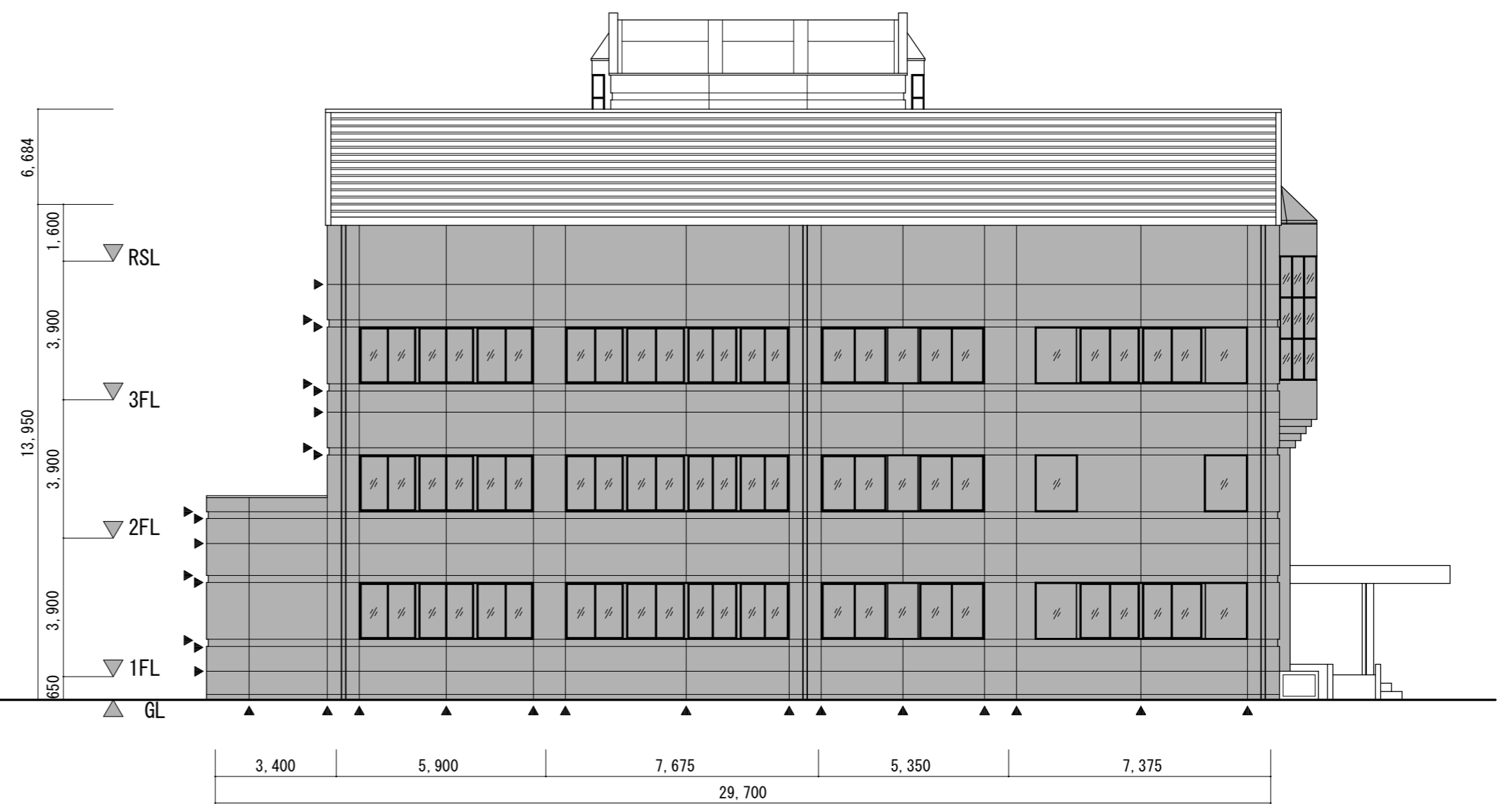
【解体撤去処分】

- ・本修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。また、修繕着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・修繕完了後、マニフェスト（A、B2、D票）を市監督員に提示すること。また、近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。

| | | |
|------------------|-----------|-----------------|
| 津市久居総合福祉会館外壁防水修繕 | | 縮尺 1 / 2 0 0 |
| 図面名称 | 附近見取図・配置図 | 原因：A 2 |
| 久居総合支所福祉課 | | No. 1 / 2 |



東立面図 S : 1 / 150



南立面図 S : 1 / 150

凡例

■ : 修繕範囲を示す

シーリング (MS-2) 打替

▶ : タイル壁面目地シーリング
建具廻りシーリング

| | | |
|------------------|-----|---------------|
| 津市久居総合福祉会館外壁防水修繕 | | 縮尺 1 / 150 |
| 図面名称 | 立面図 | 原図 : A 2 |
| 久居総合支所福祉課 | | No. 2 / 2 |